

## 1 9.62 計量器・用器

### 2 **以下の計量器・用器を次のように改める。**

3 化学用体積計 全量フラスコ(メスフラスコ), 全量ピペット,  
4 ピストン式ピペット, ビュレット及びメスシリンダーは日本  
5 工業規格に適合したものをを用いる。なお, ガラス製体積計で  
6 日本工業規格に体積の許容誤差としてクラスAの規定がある  
7 場合は, その規格に適合したものをを用いる。他の国際機関が  
8 発行した適切な国際標準クラスA相当に適合したものをを用い  
9 ることもできる。

10

11